（先物取引に関する支払調書に関する経過措置）

第二十七条　新規則第九十条の五（第三号に係る部分に限る。）の規定は、同号に規定する暗号資産デリバティブ取引の同条に規定する差金等決済で令和三年一月一日以後に行われるものについて適用する。

（給与等の源泉徴収票に関する経過措置）

第二十八条　新規則第九十三条第一項（第六号に係る部分に限る。）の規定は、令和五年一月一日以後に支払うべき同項に規定する給与等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十三条第一項に規定する給与等については、なお従前の例による。

2　新規則第九十三条第一項（第九号に係る部分に限る。）の規定は、令和二年中に支払うべき同項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて適用し、同年中に支払うべき旧規則第九十三条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日前であるものについては、なお従前の例による。

3　令和二年中に支払うべき新規則第九十三条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものであって改正法第一条の規定による改正後の所得税法（以下「新法」という。）第百九十条の規定の適用を受けないものについての同項の規定の適用については、同項第九号中「寡婦、ひとり親」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号。以下「改正法」という。）第十五条の規定による改正前の租税特別措置法第四十一条の十七第一項（寡婦控除の特例）の規定に該当する寡婦若しくはその他の改正法第一条の規定による改正前の法第二条第一項第三十号（定義）に規定する寡婦、同項第三十一号に規定する寡夫」とする。

（公的年金等の源泉徴収票に関する経過措置）

第二十九条　新規則第九十四条の二第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定は、令和三年一月一日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十四条の二第一項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

2　新規則第九十四条の二第一項（第七号に係る部分に限る。）の規定は、令和五年一月一日以後に支払うべき同項に規定する公的年金等について適用し、同日前に支払うべき旧規則第九十四条の二第一項に規定する公的年金等については、なお従前の例による。

（書式に関する経過措置）

第三十条　新規則別表第五㈼に定める書式は、令和三年一月一日以後に所得税法第二百二十五条第一項の規定により提出する同項に規定する調書について適用し、同日前に提出した当該調書については、なお従前の例による。

2　新規則別表第六㈠（同表の備考2⑯に係る部分に限る。）に定める書式は、令和五年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六条第一項に規定する給与等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について同条第四項ただし書の規定により交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。

3　新規則別表第六㈠（同表の備考2⑰に係る部分に限る。）に定める書式は、令和二年中に支払うべき所得税法第二百二十六条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票について適用し、同年中に支払うべき当該給与等でその最後に支払をする日が施行日前であるものについて同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。

4　新規則別表第六㈢（同表の表及び同表の備考2⑸に係る部分に限る。）に定める書式は、令和三年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について適用し、同日前に支払うべき当該公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。

5　新規則別表第六㈢（同表の備考2⑽に係る部分に限る。）に定める書式は、令和五年一月一日以後に支払うべき所得税法第二百二十六条第三項に規定する公的年金等について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付する同条第三項に規定する源泉徴収票について同項の規定により提出し、又は同項若しくは同条第四項ただし書の規定により交付した当該源泉徴収票については、なお従前の例による。

6　前各項に規定する書式は、当分の間、旧規則の相当の規定に定める調書又は源泉徴収票に、新規則別表第五㈼、別表第六㈠及び別表第六㈢に準じて、記載したものをもってこれに代えることができる。

7　令和二年中に支払うべき所得税法第二百二十六条第一項に規定する給与等でその最後に支払をする日が施行日以後であるものであって新法第百九十条の規定の適用を受けないものにつき同項の規定により提出し、又は同項若しくは所得税法第二百二十六条第四項ただし書の規定により交付する同条第一項に規定する源泉徴収票についての新規則別表第六㈠に定める書式の適用については、同表の備考2⑰ヘ中「寡婦、ひとり親」とあるのは、「所得税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第８号。以下「改正法」という。）第15条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の17第１項の規定に該当する寡婦若しくはその他の改正法第１条の規定による改正前の法第２条第１項第30号に規定する寡婦、同項第31号に規定する寡夫」とする。

（平成二十六年所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三十一条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十六年財務省令第五十三号）の一部を次のように改正する。

附則第四十九条第二項及び第五十二条第二項中「第三百三十七条第四項」を「第三百三十七条第五項」に改める。

附則第五十四条第二項、第五十五条及び第五十六条中「第三百四十三条第四項」を「第三百四十三条第五項」に改める。

附則第五十七条第二項中「第三百四十九条第四項」を「第三百四十九条第五項」に改める。

附則第五十八条第二項中「第三百五十条の四第四項」を「第三百五十条の四第五項」に改める。

附則第五十九条第二項中「第三百五十条の九第四項」を「第三百五十条の九第五項」に改める。

（平成三十年所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第三十二条　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年財務省令第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項、第八条第三項、第九条第二項、第十二条第二項、第十三条第二項及び第十四条第二項中「「書類」を「いずれか」に改める。

○財務省令第十二号

法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第百十二号）の施行に伴い、並びに法人税法（昭和四十年法律第三十四号）及び法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

財務大臣　麻生　太郎

法人税法施行規則の一部を改正する省令

法人税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十二号）の一部を次のように改正する。

第二十六条の二第一項第五号中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同条第二項第二号ロ中「第五十七条第三項」の下に「（青色申告書を提出した事業年度の欠損金の繰越し）」を加える。

第二十六条の九第九号中「仮想通貨信用取引（仮想通貨」を「暗号資産信用取引（暗号資産」に、「仮想通貨を」を「暗号資産を」に、「仮想通貨と」を「暗号資産と」に、「仮想通貨の」を「暗号資産の」に改める。